

公益財団法人日本サッカー協会 基本規程

第1章 総則

| | |
|--------------------|------|
| 第1条〔目的〕 | P. 1 |
| 第2条〔国際サッカー連盟等への加盟〕 | P. 1 |
| 第3条〔加盟団体及び選手等〕 | P. 1 |
| 第3条の2〔遵守事項及び禁止事項〕 | P. 1 |
| 第3条の3〔中立性及び差別の禁止〕 | P. 2 |
| 第3条の4〔友好親善関係の促進〕 | P. 2 |
| 第3条の5〔公式言語〕 | P. 2 |
| 第3条の6〔管轄権〕 | P. 2 |

第2章 組織

第1節 役員等

| | |
|-----------------|------|
| 第4条〔役員を設置〕 | P. 3 |
| 第5条〔地域を代表する理事〕 | P. 3 |
| 第6条〔役員を選任〕 | P. 3 |
| 第7条〔理事の職務及び権限〕 | P. 3 |
| 第8条〔監事の職務及び権限〕 | P. 3 |
| 第9条〔役員任期及び定年制〕 | P. 3 |
| 第10条〔役員解任〕 | P. 4 |
| 第11条〔役員報酬等〕 | P. 4 |
| 第12条〔取引の制限〕 | P. 4 |
| 第13条〔責任の免除又は限定〕 | P. 4 |
| 第14条〔特任理事〕 | P. 4 |
| 第15条〔名誉役員〕 | P. 5 |

第2節 理事会

| | |
|--------------|------|
| 第16条〔構成〕 | P. 5 |
| 第17条〔理事会の開催〕 | P. 5 |
| 第18条〔権限〕 | P. 5 |

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 第18条の2〔会長等の選定〕 | P. 5 |
| 第19条〔理事会の招集及び議長〕 | P. 5 |
| 第20条〔決議〕 | P. 5 |
| 第21条〔理事の議決権〕 | P. 6 |
| 第22条〔議事録〕 | P. 6 |
| 第22条の2〔緊急事案の処理〕 | P. 6 |
| | |
| 第3節 常務理事会 | |
| 第23条〔常務理事会の構成及び権限〕 | P. 6 |
| 第24条〔常務理事会の開催及び定足数等〕 | P. 6 |
| | |
| 第4節 評議員及び評議員会 | |
| 第25条〔評議員〕 | P. 6 |
| 第26条〔評議員選出団体〕 | P. 6 |
| 第26条の2〔新たな評議員選出団体の認定〕 | P. 7 |
| 第26条の3〔評議員選出団体の義務〕 | P. 8 |
| 第26条の4〔評議員の資格〕 | P. 8 |
| 第27条〔評議員の選任及び解任〕 | P. 8 |
| 第28条〔評議員の任期〕 | P. 9 |
| 第29条〔評議員の報酬等〕 | P. 9 |
| 第30条〔評議員会の権限〕 | P. 9 |
| 第31条〔評議員会の開催〕 | P. 9 |
| 第32条〔評議員会の招集及び議長〕 | P. 10 |
| 第32条の2〔評議員提案権〕 | P. 10 |
| 第33条〔決議〕 | P. 10 |
| 第34条〔評議員の議決権〕 | P. 10 |
| 第35条〔議事録〕 | P. 10 |
| | |
| 第5節 司法機関 | |
| 第36条〔司法機関〕 | P. 11 |
| 第37条〔規律委員会〕 | P. 11 |
| 第37条の2〔規律委員会の組織及び委員〕 | P. 11 |
| 第37条の3〔規律委員会の委員の任期〕 | P. 11 |
| 第37条の4〔規律委員会の招集及び議長〕 | P. 11 |
| 第38条〔裁定委員会〕 | P. 11 |
| 第38条の2〔裁定委員会の組織及び委員〕 | P. 12 |
| 第38条の3〔裁定委員会の委員の任期〕 | P. 12 |
| 第38条の4〔裁定委員会の招集及び議長〕 | P. 12 |
| 第39条〔不服申立委員会〕 | P. 12 |
| 第39条の2〔不服申立委員会の組織及び委員〕 | P. 12 |
| 第39条の3〔不服申立委員会の委員の任期〕 | P. 13 |
| 第39条の4〔不服申立委員会の招集及び議長〕 | P. 13 |
| 第40条〔決定の独立性〕 | P. 13 |
| 第41条〔事務局〕 | P. 13 |
| 第42条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あつせん）〕 | P. 13 |
| | |
| 第6節 専門委員会 | |

| | |
|-----------------|-------|
| 第43条〔専門委員会の設置〕 | P. 13 |
| 第44条〔組織及び委員〕 | P. 14 |
| 第45条〔委員の任期〕 | P. 14 |
| 第46条〔招集・議長〕 | P. 14 |
| 第47条〔所管事項〕 | P. 14 |
| 第48条〔委員長の権限〕 | P. 14 |
| 第49条〔事務局との連携〕 | P. 14 |
| 第50条〔部会及び分科会〕 | P. 15 |
| 第51条〔有給専門職〕 | P. 15 |
| 第52条〔細則の制定〕 | P. 15 |
| 別表1〔専門委員会の所管事項〕 | P. 16 |

第7節 事務局

| | |
|-----------------|-------|
| 第53条〔事務局〕 | P. 18 |
| 第54条〔事務局に関する規程〕 | P. 18 |

第3章 加盟団体

第1節 総則

| | |
|----------|-------|
| 第55条〔定義〕 | P. 19 |
|----------|-------|

第2節 加盟チーム

| | |
|--------------------|-------|
| 第56条〔種別〕 | P. 19 |
| 第57条〔加盟登録〕 | P. 20 |
| 第58条〔加盟登録の手続き〕 | P. 20 |
| 第59条〔加盟チームの権利及び義務〕 | P. 20 |
| 第60条〔代表チームへの参加義務〕 | P. 21 |
| 第61条〔加盟チーム等に対する懲罰〕 | P. 21 |

第3節 都道府県サッカー協会

| | |
|------------------|-------|
| 第62条〔権限〕 | P. 22 |
| 第63条〔組織〕 | P. 22 |
| 第64条〔評議員の推薦〕＜削除＞ | P. 22 |
| 第65条〔全国専務理事会議〕 | P. 22 |
| 第66条〔届出義務〕 | P. 22 |
| 第67条〔登録料（分担金）〕 | P. 22 |

第4節 地域サッカー協会

| | |
|-------------|-------|
| 第68条〔権限〕 | P. 23 |
| 第69条〔経費の分担〕 | P. 23 |
| 第70条〔届出義務〕 | P. 23 |

第5節 各種の連盟及び関連団体

| | |
|---------------------------|-------|
| 第71条〔各種の連盟〕 | P. 23 |
| 第71条の2〔関連団体〕 | P. 24 |
| 第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕 | P. 24 |

第6節 Jリーグ

| | |
|------------------|-------|
| 第72条〔Jリーグの設置〕 | P. 25 |
| 第73条〔Jリーグに関する特則〕 | P. 25 |
| 第74条〔Jクラブの株主〕 | P. 25 |

第7節 準加盟チーム

| | |
|------------------|-------|
| 第75条〔準加盟チーム〕 | P. 25 |
| 第76条〔外国籍扱いしない選手〕 | P. 25 |
| 第77条〔加盟登録〕 | P. 26 |
| 第78条〔出場資格〕 | P. 26 |
| 第79条〔権利及び義務〕 | P. 26 |
| 第80条〔懲罰〕 | P. 27 |

第4章 登録

| | |
|----------------|-------|
| 第81条〔選手登録等〕 | P. 28 |
| 第82条から第96条まで削除 | P. 28 |

第5章 移籍

| | |
|-----------------|-------|
| 第97条から第112条まで削除 | P. 29 |
|-----------------|-------|

第6章 競技

第1節 総則

| | |
|-------------------|-------|
| 第113条〔目的〕 | P. 30 |
| 第114条〔定義〕 | P. 30 |
| 第115条〔競技会の主催〕 | P. 30 |
| 第116条〔競技会の名称の制限〕 | P. 31 |
| 第117条〔主管の委託〕 | P. 31 |
| 第118条〔アマチュア選手の賞品〕 | P. 31 |
| 第119条〔地域競技会等〕 | P. 31 |
| 第120条〔処分〕 | P. 31 |

第2節 国内競技会

| | |
|------------------------|-------|
| 第121条〔開催の申請〕 | P. 31 |
| 第122条〔開催承認の条件〕 | P. 32 |
| 第123条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕 | P. 32 |
| 第124条〔収支の調整〕 | P. 32 |
| 第125条〔予算及び決算〕 | P. 33 |
| 第126条〔決算の修正〕 | P. 33 |
| 第127条〔報告義務〕 | P. 33 |
| 第128条〔協会納付金〕 | P. 33 |
| 第129条〔主催・共同主催・後援〕 | P. 33 |

第3節 国際競技会

| | |
|-------------------------|-------|
| 第130条〔総則〕 | P. 33 |
| 第131条〔本協会の専属権限〕 | P. 33 |
| 第132条〔国際競技会の開催の制限〕 | P. 34 |
| 第133条〔本協会以外の団体による国際競技会〕 | P. 34 |
| 第134条〔海外における競技〕 | P. 34 |

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

| | |
|-------------|-------|
| 第135条〔目的〕 | P. 34 |
| 第136条〔主催〕 | P. 34 |
| 第137条〔実施要項〕 | P. 34 |

第7章 審判

| | |
|------------------|-------|
| 第138条〔審判〕 | P. 35 |
| 第139条から第174条まで削除 | P. 35 |

第8章 指導者

| | |
|------------------|-------|
| 第175条〔指導者〕 | P. 36 |
| 第176条から第180条まで削除 | P. 36 |

第9章 事業

第1節 総則

| | |
|--------------|-------|
| 第181条〔事業の実施〕 | P. 37 |
|--------------|-------|

| | |
|---------------------------------|-------|
| 第182条〔テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権〕 | P. 37 |
| 第183条〔その他の事業〕 | P. 37 |

第2節 商品化

| | |
|------------------------|-------|
| 第184条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕 | P. 37 |
| 第185条〔商品化における肖像等の使用〕 | P. 37 |
| 第186条〔商品化による収益〕 | P. 38 |

第3節 日本代表チームの肖像等

| | |
|---------------|-------|
| 第187条〔肖像等の帰属〕 | P. 38 |
| 第188条〔肖像等の使用〕 | P. 38 |

第4節 施設及び用具

| | |
|-------------------|-------|
| 第189条〔施設・用具の調査研究〕 | P. 38 |
| 第190条〔施設・用具の認定〕 | P. 38 |

第10章 会旗及び標章

| | |
|-------------------|-------|
| 第191条〔会旗〕 | P. 39 |
| 第192条〔標章〕 | P. 39 |
| 第193条〔会旗の使用〕 | P. 39 |
| 第194条〔会旗・標章の使用制限〕 | P. 39 |

第11章 表彰

| | |
|---------------|-------|
| 第195条〔表彰〕 | P. 40 |
| 第196条〔対象者〕 | P. 40 |
| 第197条〔表彰事由〕 | P. 40 |
| 第198条〔表彰の方法〕 | P. 40 |
| 第199条〔表彰者の決定〕 | P. 40 |
| 第200条〔表彰の時期〕 | P. 40 |

第12章 懲罰

| | |
|---------------------|-------|
| 第201条〔規律委員会及び裁定委員会〕 | P. 41 |
| 第202条〔懲罰の種類〕 | P. 41 |
| 第203条〔不服申立委員会〕 | P. 41 |
| 第204条〔懲罰の種類〕 | P. 41 |
| 第205条から第235条まで削除 | P. 42 |

第 1 3 章 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

| | |
|---------------------------|-------|
| 第 2 3 6 条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕 | P. 43 |
| 第 2 3 7 条〔CASの管轄〕 | P. 43 |

第 1 4 章 ドーピングの禁止

| | |
|--------------------------------|-------|
| 第 2 3 8 条〔ドーピングの禁止〕 | P. 44 |
| 第 2 3 9 条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構〕 | P. 44 |

第 1 5 章 改正

| | |
|---------------|-------|
| 第 2 4 0 条〔改正〕 | P. 45 |
|---------------|-------|

第 1 6 章 附則

| | |
|------------------------|-------|
| 第 2 4 0 条の 2〔理事の任期の改正〕 | P. 46 |
| 第 2 4 1 条〔施行〕 | P. 46 |

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

第2条〔国際サッカー連盟等への加盟〕

1. 本協会は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟（Fédération Internationale de Football Association、以下「FIFA」という。）、アジアサッカー連盟（Asian Football Confederation、以下「AFC」という。）及び東アジアサッカー連盟（East Asian Football Federation、以下「EAFF」という。）に加盟する。
2. 本規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

第3条〔加盟団体及び選手等〕

1. 次の団体及び個人は、本規程及びこれに付随する諸規程並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。
 - (1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）
 - ①加盟チーム（本規程第3章第2節に定める。）
 - ②都道府県サッカー協会（本規程第3章第3節に定める。）
 - ③地域サッカー協会（本規程第3章第4節に定める。）
 - ④各種の連盟（本規程第3章第5節に定める。）
 - ⑤関連団体（本規程第3章第5節に定める。）
 - ⑥Jリーグ（本規程第3章第6節に定める。）
 - ⑦準加盟チーム（本規程第3章第7節に定める。）
 - (2) 本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）
 - ①選手
 - ②監督
 - ③コーチ
 - ④審判
 - ⑤加盟団体の代表者
 - ⑥本協会及び加盟団体の役職員その他の関係者

第3条の2〔遵守事項及び禁止事項〕

1. 加盟団体及び選手等は、国際サッカー評議会が定めるサッカー競技規則並びにFIFAが定めるフットサル競技規則及びビーチサッカー競技規則を遵守しなければならない。
2. 加盟団体及び選手等は、FIFA又はAFCによって正式に定められかつ本協会並びに加盟団体及び選手等が服すべきとされた国際カレンダー並びに国際試合又は国際大会に関する規定等を遵守しなければならない。
3. 加盟団体及び選手等は、フェアプレー、インテグリティ及びスポーツマンシップの原則に忠実でなければならない。
4. 加盟団体及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、他国の各国サッカー

- 一協会の領域におけるその主催試合及び競技会に参加してはならない。
5. 加盟団体及び選手等は、本協会及びF I F Aの承認なしに、本協会以外の他国のサッカー協会に加盟してはならない。
 6. 加盟団体及び選手等は、F I F Aの承認なしに、F I F Aへの非加盟国協会又は大陸連盟の暫定メンバーと、試合を含むスポーツ的な交流を持ってはならない。
 7. 加盟団体及び選手等は、F I F Aの諸規程に別段の定めがある場合を除き、サッカーに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

第3条の3〔中立性及び差別の禁止〕

1. 本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。
2. 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程及び懲罰規程に従って懲罰を科すものとする。

第3条の4〔友好親善関係の促進〕

本協会は、加盟団体及び選手等間の友好親善関係の促進に努めるものとする。

第3条の5〔公式言語〕

本協会の公式言語は、日本語とする。

第3条の6〔管轄権〕

1. 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。
2. 本協会は、F I F Aのみが、国際的紛争事案（異なる国のサッカー協会又は大陸連盟に所属する団体又は個人の間が生じた紛争）に関する管轄権を有することを認める。

第2章 組織

第1節 役員等

第4条〔役員を設置〕

1. 本協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む20名以上30名以内
 - (2) 監事：3名以内（いずれも、本協会の理事若しくは職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることはできない。）
2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
4. 第2項の副会長及び専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

第5条〔地域を代表する理事〕

前条の理事中には、本規程第55条第3号に定める地域サッカー協会の推薦による者9名（9地域ごとに各1名とする。）が含まれていなければならない。

第6条〔役員を選任〕

1. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 前項に定める役員を選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定に関する手続きは、評議員会が別途定める役員を選任及び会長等の選定に関する規程に従うものとする。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第7条〔理事の職務及び権限〕

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
3. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第8条〔監事の職務及び権限〕

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9条〔役員任期及び定年制〕

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第4条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りでない。

第10条〔役員解任〕

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第11条〔役員報酬等〕

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第12条〔取引の制限〕

1. 理事は、次に掲げる場合には、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第13条〔責任の免除又は限定〕

1. 本協会は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第14条〔特任理事〕

1. 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事若干名を置くことができる。
2. 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

3. 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
4. 補欠又は増員により選任された特任理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 特任理事は、その就任時に、満65歳未満でなければならない。ただし、その就任時に満65歳以上であっても、1任期に限り就任が認められる。

第15条〔名誉役員〕

1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与とする。
3. 顧問は、最高顧問及び顧問の2区分とする。
3. 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
4. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

第2節 理事会

第16条〔構成〕

理事会は、第4条第1項の理事及び監事をもって構成する。

第17条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第18条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

第18条の2〔会長等の選定〕

理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

第19条〔理事会の招集及び議長〕

1. 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

第20条〔決議〕

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第21条〔理事の議決権〕

1. 各理事は、理事会における一議決権を有する。
2. 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第22条〔議事録〕

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第22条の2〔緊急事案の処理〕

1. 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び業務執行理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。

第3節 常務理事会

第23条〔常務理事会の構成及び権限〕

1. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。
2. 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。

第24条〔常務理事会の開催及び定足数等〕

1. 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長が予め指定した副会長がこれにあたる。
2. 常務理事会は常務理事会構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面を予め意思表示した者は、出席者とみなす。
3. 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4節 評議員及び評議員会

第25条〔評議員〕

本協会に、評議員75名を置く。

第26条〔評議員選出団体〕

1. 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体（以下、評議員選出団体という。）として、次の団体を認める。
 - (1) 各都道府県サッカー協会（計47）
 - (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）
 - (3) Jリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J

- 1 リーグに所属するクラブ。計18)
 - (4)一般社団法人日本フットボールリーグ
 - (5)一般社団法人日本女子サッカーリーグ
 - (6)一般財団法人日本フットサル連盟
 - (7)一般財団法人全日本大学サッカー連盟
 - (8)一般財団法人全国社会人サッカー連盟
 - (9)公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - (10)一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
 - (11)公益財団法人日本中学校体育連盟
 - (12)一般社団法人日本プロサッカー選手会
2. 評議員選出団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
3. 評議員選出団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員選出団体としての資格を喪失するとともに、当該評議員選出団体からの推薦により評議員会で選任された評議員もその資格を喪失するものとする。
 - (1) 当該団体が解散した場合
 - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
 - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
4. 評議員選出団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関において適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推薦するものとする。
5. 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の氏名を届ける方法によるものとする。
6. 評議員は、評議員選出団体より推薦された評議員候補者より選任されなければならない。
7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員選出団体は、当該退任した評議員に代わる新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。
8. 前項に基づき推薦を受けて選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

第26条の2〔新たな評議員選出団体の認定〕

1. 本協会は、第71条に定める各種の連盟を新たに評議員選出団体として認定することができる。ただし、当該連盟は次の要件を満たさなければならない。
 - (1)本協会の加盟団体であること
 - (2)本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
 - (3)当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること
 - (4)全国的規模の大会を定期的に主催していること
 - (5)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (6)第71条の3第1項各号に定める要件を満たしていること
2. 本協会は、第71条の2に定める関連団体を新たに評議員選出団体として認定することができる。ただし、当該関連団体は次の要件を満たさなければならない。
 - (1)本協会の加盟団体であること
 - (2)本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
 - (3)日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること

- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 第71条の3第2項各号に定める要件を満たしていること
- 3. 理事会は、新たに評議員選出団体となることを希望する各種の連盟又は関連団体について、その適格性を厳格に審査する。
- 4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて評議員選出団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第26条の3〔評議員選出団体の義務〕

- 1. 評議員選出団体は、次の事項に変更があったときは、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 当該団体の役員
 - (2) 当該団体の定款及び諸規則
- 2. 評議員選出団体は、当該団体の社員総会、評議員会、理事会等の意思決定に関する機関及びその他の機関の構成員の選任又は解任並びに当該団体の運営を、関連法令に基づき適正かつ公正に実施しなければならない。
- 3. 前2項に定めるものの他、評議員選出団体は、本規程に定める本協会の加盟団体としての義務を負う。
- 4. 評議員選出団体が前3項に定める義務を怠った場合は、評議員会は、当該団体の評議員選出団体としての資格を取消することができる。

第26条の4〔評議員の資格〕

- 1. 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関又は常設委員会の委員を兼ねることはできない。
- 2. 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。
- 3. 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任された評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、副会長又は専務理事の職になければならない。

第27条〔評議員の選任及び解任〕

- 1. 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 理事
 - ② 使用人

- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

第28条〔評議員の任期〕

1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の代わりとして選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第29条〔評議員の報酬等〕

評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第30条〔評議員会の権限〕

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 司法機関(規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会)の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 評議員の選任及び解任
- (6) 評議員選出団体の認定及び取消し
- (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項

第31条〔評議員会の開催〕

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第32条〔評議員会の招集及び議長〕

1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。
2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第32条の2〔評議員提案権〕

1. 評議員は、法人法第184条から第186条の規定及び本協会が定める諸規定に従い、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求し、又は評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
2. 前項には、役員を選任又は解任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者の選出に関する請求又は提案も含まれる。

第33条〔決議〕

1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 評議員の選任及び解任
 - (4) 評議員選出団体の認定及び取消し
 - (5) 定款の変更
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第4条〔役員の設置〕に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 理事、監事、特任理事及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第34条〔評議員の議決権〕

1. 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
2. 出席評議員のみが議決権を行使ことができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第35条〔議事録〕

1. 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第5節 司法機関

第36条〔司法機関〕

本規程、本協会の懲罰規程及びこれらに付随する諸規程（以下「本規程等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

第37条〔規律委員会〕

規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。

第37条の2〔規律委員会の組織及び委員〕

1. 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第37条の3〔規律委員会の委員の任期〕

1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第37条の4〔規律委員会の招集及び議長〕

1. 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第38条〔裁定委員会〕

1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 前項にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。
3. 前2項にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する

る違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第38条の2〔裁定委員会の組織及び委員〕

1. 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長及び委員は非常勤とする。

第38条の3〔裁定委員会の委員の任期〕

1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第38条の4〔裁定委員会の招集及び議長〕

1. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第39条〔不服申立委員会〕

不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は本規程に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの規律委員会において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

第39条の2〔不服申立委員会の組織及び委員〕

1. 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
3. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
4. 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
5. 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
6. 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

第39条の3〔不服申立委員会の委員の任期〕

1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第39条の4〔不服申立委員会の招集及び議長〕

1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第40条〔決定の独立性〕

1. 本協会の司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
2. 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
3. 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

第41条〔事務局〕

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。

第42条〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっせん）〕

裁定委員会は、第38条に定める所管事項に加え、『和解あっせんに関する規則』に従い、加盟団体及び選手等に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、和解をあっせんすることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。

- (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
- (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

第6節 専門委員会

第43条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 法務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会

- (5) 医学委員会
- (6) 施設委員会
- (7) フットサル委員会
- (8) 財務委員会
- (9) 女子委員会
- (10) 国際委員会
- (11) 広報委員会
- (12) リスペクト・フェアプレー委員会

第44条〔組織及び委員〕

1. 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
2. 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第45条〔委員の任期〕

1. 各専門委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第46条〔招集・議長〕

1. 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
2. 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

第47条〔所管事項〕

1. 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
3. 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第48条〔委員長の権限〕

1. 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第49条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第50条〔部会及び分科会〕

1. 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
2. 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第51条〔有給専門職〕

1. 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第52条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別表 1 [専門委員会の所管事項]

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

5. 医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項

7. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

8. 財務委員会

- (1) 毎年度予算案及び決算案の審議
- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

9. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

10. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

11. 広報委員会

- (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
- (2) その他広報・宣伝に関する事項

12. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 差別、暴力対策に対する事項

第7節 事務局

第53条〔事務局〕

1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には有給の職員を置く。
3. 職員の任免は会長が行う。

第54条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、会長の定めるところによる。

第3章 加盟団体

第1節 総則

第55条〔定義〕

次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(3) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。）

| 地 域 | 都 道 府 県 |
|-----|--------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 関東 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 |
| 北信越 | 長野、新潟、富山、石川、福井 |
| 東海 | 静岡、愛知、三重、岐阜 |
| 関西 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四国 | 香川、徳島、愛媛、高知 |
| 九州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

(4) 準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上（フットサルの場合は4名以上）登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

第2節 加盟チーム

第56条〔種別〕

1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) サッカー

- ① 第1種
年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - ② 第2種
18歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - ③ 第3種
15歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - ④ 第4種
12歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - ⑤ 女子
女子の選手により構成されるチーム
ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。
 - ⑥ シニア40歳以上の選手により構成されるチーム
- (2) フットサル
- ① フットサル第1種
年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - ② フットサル第2種
18歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - ③ フットサル第3種
15歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - ④ フットサル第4種
12歳未満の選手により構成されるチーム
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

第57条〔加盟登録〕

本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

第58条〔加盟登録の手続き〕

1. 加盟チームは、毎年4月末日までに、登録申請をしなければならない。都道府県サッカー協会は、5月20日までに（ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅延なく）承認しなければならない。
2. 加盟登録は、第1項所定の申請が都道府県サッカー協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見されたときはこの限りでない。
3. 本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

第59条〔加盟チームの権利及び義務〕

1. 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。
 - (1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること

- (2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。）
2. 加盟チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
 - (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
 - (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
 - (9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
 - (10) 競技規則を尊重すること
 - (11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること
3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

第60条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第61条〔加盟チーム等に対する懲罰〕

加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、選手の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第3節 都道府県サッカー協会

第62条〔権 限〕

都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及及び振興を図る。

第63条〔組 織〕

1. 都道府県サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。
 - (1) 議決機関
 - (2) 執行機関
 - (3) 専門委員会（本協会の専門委員会に準じた組織及び機能を有すること。）
2. 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。
3. 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。
4. 都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を加盟団体とする。
5. 支部及び地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

第64条〔評議員の推薦〕 <削除>

第65条〔全国専務理事会議〕

1. 会長は、必要と認めるときは、全国専務理事会議（都道府県サッカー協会の代表者会議）を招集することができる。
2. 専務理事（都道府県サッカー協会の代表者）が前項の会議に出席することができないときは、理事がその代理として出席することができる。

第66条〔届出義務〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿及び業務分担表
 - (4) 執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 財務諸表及び収支計算書
 - (3) 執行機関及び議決機関の議事録

第67条〔登録料（分担金）〕

1. 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。
2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。
 - (1) 第1種加盟チーム数 × 7,000円
 - (2) 第1種加盟チーム選手数 × 2,000円

| | |
|---|-----------|
| (3) 第2種加盟チーム数 | × 2, 500円 |
| (4) 第2種加盟チーム選手数 | × 1, 000円 |
| (5) 第3種加盟チーム数 | × 2, 500円 |
| (6) 第3種加盟チーム選手数 | × 700円 |
| (7) 第4種加盟チーム数 | × 2, 500円 |
| (8) 第4種加盟チーム選手数 | × 700円 |
| (9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する）数 | × 7, 000円 |
| (10) 女子加盟チーム（12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される）数 | × 2, 500円 |
| (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 | × 2, 000円 |
| (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 | × 1, 000円 |
| (13) 女子加盟チーム選手（12歳以上15歳未満又は中学校在学中）数 | × 700円 |
| (14) シニア加盟チーム数 | × 7, 000円 |
| (15) シニア加盟チーム選手数 | × 1, 500円 |
| (16) フットサル第1種加盟チーム数 | × 3, 000円 |
| (17) フットサル第1種加盟チーム選手数 | × 1, 000円 |
| (18) フットサル第2種加盟チーム数 | × 2, 000円 |
| (19) フットサル第2種加盟チーム選手数 | × 700円 |
| (20) フットサル第3種加盟チーム数 | × 2, 000円 |
| (21) フットサル第3種加盟チーム選手数 | × 500円 |
| (22) フットサル第4種加盟チーム数 | × 2, 000円 |
| (23) フットサル第4種加盟チーム選手数 | × 500円 |

第4節 地域サッカー協会

第68条〔権限〕

地域サッカー協会は、サッカーの指導及び普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

第69条〔経費の分担〕

都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

第70条〔届出義務〕

地域サッカー協会は、事務所及び役員の名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第5節 各種の連盟及び関連団体

第71条〔各種の連盟〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリー一

におけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（以下「JFL」という。）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（以下「Lリーグ」という。）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (13) 全日本大学女子サッカー連盟

2. 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。

第71条の2〔関連団体〕

1. 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会（以下「JPF A」という。）

第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
- (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
- (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
- (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
- (11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること
(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること

- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること
3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟又は第71条の2に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。
 4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第6節 Jリーグ

第72条〔Jリーグの設置〕

1. 日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的として、Jリーグを日本における唯一の最上位リーグとして設置する。
2. 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうよう優先的に取扱う。
3. Jリーグに所属を希望する加盟チームは、別に定めるクラブライセンス制度に則ったライセンスを取得しなければならない。
4. 本協会は、クラブライセンス制度の決定及び運用をJリーグに委ねるものとする。

第73条〔Jリーグに関する特則〕

Jリーグの組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第74条〔Jクラブの株主〕

1. Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。
2. Jクラブは、何人を問わず、Jクラブの株式（公益法人にあっては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを問わず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第7節 準加盟チーム

第75条〔準加盟チーム〕

1. 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。
2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上（フットサルの場合は4名以上）の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
3. 準加盟チームの種別は第56条に準ずる。

第76条〔外国籍扱いしない選手〕

1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。
 - (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、承認を得るものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

第77条〔加盟登録〕

1. 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。
2. 加盟登録の手続きは、第58条に準ずる。

第78条〔出場資格〕

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

第79条〔権利及び義務〕

1. 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること（サッカーチームの場合はサッカー審判員を、フットサルチームの場合はフットサル審判員を登録する。）
 - (5) 代表者、監督及びコーチを登録すること（ただし、コーチについては、第4種チームにおいて監督が本協会が認定する指導者ライセンスを保有していない場合を除き任意とする。）
 - (6) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (7) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (8) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること
 - (9) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること
 - (10) 競技規則を尊重すること
 - (11) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること
2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000

0円)を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第80条〔懲罰〕

準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第4章 登録

第81条〔選手登録等〕

1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

第82条から第96条まで削除

第 5 章 移籍

第 9 7 条から第 1 1 2 条まで削除

第6章 競技

第1節 総則

第113条〔目的〕

日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

第114条〔定義〕

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はとみなさない）
- (5) 協力
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公認
他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること

第115条〔競技会の主催〕

1. 本協会は、次の競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
 - (2) 全日本大学サッカー選手権大会
 - (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
 - (4) 全国社会人サッカー選手権大会
 - (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会
 - (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
 - (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
 - (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会

- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会
- (27) 全日本女子フットサル選手権大会
- (28) 全国ビーチサッカー大会

2. 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第116条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。

第117条〔主管の委託〕

1. 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。
2. 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

第118条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第119条〔地域競技会等〕

都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第120条〔処 分〕

本協会は、本章の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科することができるものとする。

第2節 国内競技会

第121条〔開催の申請〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催及び後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 競技会開催の趣旨
 - (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - ① 名称
 - ② 主催者とその住所地
 - ③ 主管者とその住所地
 - ④ 後援の具体的方法
 - ⑤ 会期及び会場
 - ⑥ 参加範囲
 - ⑦ 参加資格
 - ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
 - ⑨ 表彰方法（賞品及びその寄贈者なども含む）
 - ⑩ 参加料
 - ⑪ 経費区分
 - ⑫ 入場料金（単価と発行枚数）
 - ⑬ その他
 - (3) 競技会運営の組織とその責任者
 - (4) 予算書
2. 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
3. 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第122条〔開催承認の条件〕

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第123条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕

本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。

第124条〔収支の調整〕

本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

第125条〔予算及び決算〕

競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。

第126条〔決算の修正〕

本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第127条〔報告義務〕

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第128条〔協会納付金〕

1. 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。
2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第129条〔主催・共同主催・後援〕

1. 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第121条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
2. 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第130条〔総 則〕

国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第131条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

第132条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。

第133条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

1. 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえ、これを承認することができる。
2. 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。
3. 本協会がFIFA及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈を受けることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

第134条〔海外における競技〕

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

第135条〔目的〕

天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種及び第2種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。

第136条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

第137条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。

第7章 審判

第138条〔審判〕

本協会及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項は、別途制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

第139条から第174条まで削除

第 8 章 指導者

第 175 条〔指導者〕

本協会に登録された指導者に関する事項は、別途制定する「指導者に関する規則」に定めるところによる。

第 176 条から第 180 条まで削除

第9章 事業

第1節 総則

第181条〔事業の実施〕

本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、各種の付随的事業を行う。

第182条〔テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権〕

次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム（U-23、U-20その他すべての日本代表チームを含む。以下本章において同じ。）が国内において実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユースサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

第183条〔その他の事業〕

本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設及び用具の検定、認定、公認又は推薦に関する事業
- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会又は日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するもの（以下「キャラクター等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という。）の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号及び第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

第184条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕

1. 前条第3号ないし第5号に定める事業（以下「商品化」という。）を行う権利（以下「商品化権」という。）は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
2. 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

第185条〔商品化における肖像等の使用〕

1. 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。
2. 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。
 - (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同

一の仕様及び条件により、複数（原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

3. 本協会は、選手等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

第186条〔商品化による収益〕

本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化及び育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

第187条〔肖像等の帰属〕

日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

第188条〔肖像等の使用〕

1. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
2. 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
3. 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
4. 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
5. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設及び用具

第189条〔施設・用具の調査研究〕

本協会は、施設及び用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

第190条〔施設・用具の認定〕

施設及び用具の認定に関する事項は、理事会において定める。

第 10 章 会旗及び標章

第 191 条〔会 旗〕

本協会の会旗は、別紙図面のとおりとする。

第 192 条〔標 章〕

本協会の標章は、球をおさえた三足烏（別紙図面のとおり）とする。

第 193 条〔会旗の使用〕

1. 本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用する。
2. 前項の場合、会旗の左下の位置位に、都道府県名又は地域名を次の色で表示する。
 - (1) 都道府県サッカー協会：黄色
 - (2) 地域サッカー協会：白色

第 194 条〔会旗・標章の使用制限〕

1. 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。
2. 会旗又は標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。
3. 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

第 1 1 章 表彰

第 1 9 5 条〔表 彰〕

本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

第 1 9 6 条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会及びその役員
- (3) 加盟チーム及びその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員
- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

第 1 9 7 条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

第 1 9 8 条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

第 1 9 9 条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

第 2 0 0 条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

第 1 2 章 懲罰

第 2 0 1 条〔規律委員会及び裁定委員会〕

1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、加盟団体、選手等及び仲介人に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科することができる。
2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体並びに登録している選手等及び仲介人については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科することができる。

第 2 0 2 条〔懲罰の種類〕

1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びＪリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
4. 第 1 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 競技会への参加資格の剥奪
 - (6) 新たな選手の登録禁止
 - (7) 除名
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

第 2 0 3 条〔不服申立委員会〕

1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規程第 2 0 1 条第 2 項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。
3. 前 2 項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

第 2 0 4 条〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席

- (3) 戒 告
- (4) 譴 責
- (5) 罰 金
- (6) 社会奉仕活動
- (7) 没 収
- (8) 賞の返還
- (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
- (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (12) 除 名

2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 罰 金
- (4) 没 収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除 名

3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 罰 金
- (4) 没 収
- (5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止、禁止
- (7) 除 名

4. 前3項各号の懲罰は、併科することができる。

第205条から第235条まで削除

第13章 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

第236条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕

1. 本協会は、加盟団体、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。
2. CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

第237条〔CASの管轄〕

1. 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。
2. CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、CASに対してなされることができる。
3. CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
 - (1) 競技規則の違反
 - (2) 4試合以下又は3ヶ月以内の出場停止
 - (3) 本協会又はAFCの規則に基づき認められた、独立かつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることのできる決定
4. 不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。

第 1 4 章 ドーピングの禁止

第 2 3 8 条〔ドーピングの禁止〕

1. 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。
2. ドーピングに関する事項は、理事会が別途制定するドーピングの防止に関する規程の定めるところによる。

第 2 3 9 条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構〕

本協会は、前条第 1 項のドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第 1 5 章 改正

第 2 4 0 条〔改 正〕

本規程の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

第 16 章 附則

第 240 条の 2〔理事の任期の改正〕

関連法令の改正により理事の任期を 4 年（選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）とすることが可能となった場合は、次に理事が選任される評議員会の開催の時までに速やかに本規程に定める理事の任期を 4 年に改正するものとする。

第 241 条〔施行〕

本規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改正〕

2012 年 4 月 12 日

2012 年 5 月 10 日（2012 年 6 月 1 日施行）

2012 年 7 月 12 日

2013 年 12 月 19 日（2014 年 4 月 1 日施行）

2014 年 3 月 13 日（2014 年 4 月 1 日施行）

2014 年 9 月 11 日

2014 年 10 月 9 日（2015 年 3 月 29 日施行）

2014 年 11 月 13 日

2014 年 12 月 21 日（2015 年 3 月 29 日施行）

2015 年 3 月 29 日（2015 年 4 月 1 日施行）